

・労働保険事務組合に対する報奨金制度の見直しについて(厚生労働大臣宛て)

(平成21年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

- ア 労働保険事務組合報奨金交付要領を改正し、報奨金の交付目的が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにあることを明示するとともに、「労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令」（昭和48年政令第195号）等を改正し、上限額を設定するなど報奨金の交付額の算定方法を改め、交付額の縮減を図った。
- イ 報奨金の使途の透明性を確保するため、上記要領の改正において、区分経理がなされていない事務組合については、報奨金の交付対象から除外することを明示するとともに、事務組合に対して区分経理を適切に行うよう指導監査を徹底するなどした。